

ストップ・ザ・交通労働災害

～職場からはじめる交通労働災害防止～



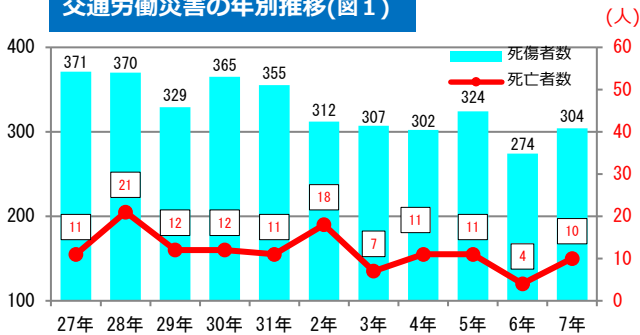
STOP!労働災害

北海道の死亡労働災害のうち、交通事故によるものは、年によって増減はありますが、例年2割程度を占めており、年によっては3割以上（35.3%）を占める場合もあり、労働災害防止のための重要な課題となっています。

北海道の運転業務には長距離・長時間の移動が多く、冬季は吹雪による視界不良、路面凍結といった過酷な走行環境下での業務となる特色があり、運転業務を行わせる場合には、事業主の責任として、適正な走行管理、労働者への安全衛生教育などの安全衛生対策を講じることが必要です。厚生労働省では交通労働災害を防止するため、睡眠時間の確保に配

慮した適正な労働時間等の管理などを取り入れ、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を策定しています。安全衛生関係法令とともに、このガイドライン(内面参照)に基づく対策が定着し職場から交通労働災害がなくなることが望まれます。

交通労働災害の年別推移(図1)

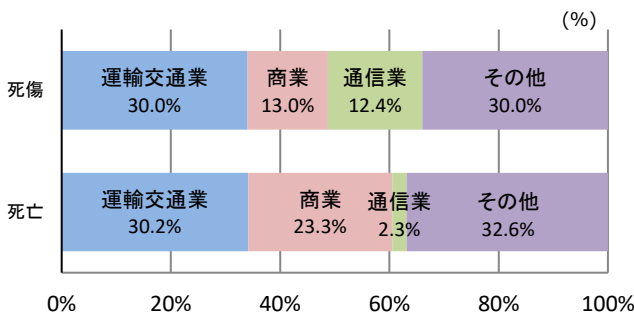


「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

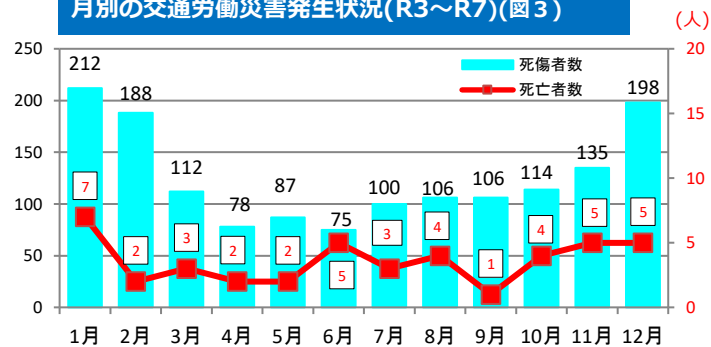


<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

業種別の交通労働災害発生状況(R3～R7)(図2)



月別の交通労働災害発生状況(R3～R7)(図3)



【交通労働災害防止のための取組】

- 交通安全教育の実施
- 労働災害事例の提供や、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）の作成、ポスターの掲示等による情報の共有化、安全意識の啓発
- 危険予知活動等による日常的な安全活動の実施
- 点呼及び健康診断等による健康管理の実施
- 運転者の疲労に配慮した走行計画の策定、走行時間の管理



交通労働災害防止のためのガイドライン

本リーフレットは、北海道労働局ホームページよりダウンロードができます。

ホーム> 目的や内容で探す> 労働条件・職場の安全衛生> 職場の災害防止対策> その他の労働災害防止対策について> 業種横断対策について◆交通事故関係

第1 目的

1. 本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令等とあいまって、事業場における交通労働災害防止のための各実施事項の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的とする。
2. 本ガイドラインの対象とする交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車等の交通事故による労働災害とする。
3. 労使双方はお互いに協力し、本ガイドラインを指針として、交通労働災害の防止対策の積極的な推進を図り、交通労働災害の防止に努めるものとする。



第2 交通労働災害防止のための管理体制等

1. 経営のトップが交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針、目標の表明を行ったうえで計画・実施・評価・改善のサイクルを導入することにより交通労働災害防止対策を推進し定着させる。
2. 交通労働災害防止対策を中心となって実施する者（安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等）を選任し、権限等を定めたとうえで労働者に周知する。
3. 安全委員会等の組織や朝礼等を利用して、交通労働災害防止活動を実施する。

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理

1. 疲労による交通事故を防止するため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）等を遵守し、運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間及び走行管理等を行う。
2. 運転業務従事者の運転業務に関し各種情報から走行経路を決定し、「交通安全情報マップ」及び具体的な走行計画を作成して適切な指示を行う（個別配送、ハイヤー・タクシー等走行経路の特定が困難なものについては走行経路は省略できる。）この際、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるように走行計画を作成する。運転業務従事者の走行管理を適切に行うためタコグラフを使用する。なお、戸別配送、ハイヤー・タクシー等については走行計画の走行経路の記載、決定を省略できる。
3. 運転業務従事者については点呼により、疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれの有無について確認し、睡眠不足が著しい等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては運転業務に就かせないことを含め必要な措置を実施する。※乗務開始前24時間で拘束時間13時間を超えた場合には睡眠時間の確認を行う。
4. 事前に荷役作業の有無を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保する。
5. 過積載、偏荷重が生じないように積載するとともに、荷崩れ等の防止の措置を行う。
6. 走行の前の車両点検等必要な点検を行い、異常を認めた場合には直ちに補修等を行う。
7. 異常気象等の際には必要に応じて、走行の中止、安全な場所での一時待機等適切な指示を与える。

さらに、高速乗合バス及び貸切バス事業者においては、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を遵守すること。（平成25年追加）

詳しくは国土交通省ホームページ参照

<http://www.mlit.go.jp/common/001000380.pdf>

- 1 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理
- 2 乗務開始前の点呼等の実施
- 3 早朝時間帯の走行を可能な限り避けるよう走行計画の作成



第4 教育の実施等

1. 交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性等の事項について雇入れ時及び日常の教育を実施するとともに、継続的な交通危険予知訓練を行う。
2. 各事業場で教育指導、認定試験を行い合格した者に運転業務を認める運転者認定制度を導入する。
3. マイクロバス等で労働者の送迎を行う場合は、十分な運転技能を有する者に行わせる。特に他の勤務終了後に運転させる場合には疲労に配慮して他の業務の軽減等を検討する。

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚

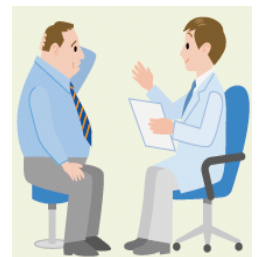
1. ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により運転者の交通労働災害防止に対する意識高揚を図る。
2. 警察等からの交通事故発生情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリ・ハット事例等に基づき、「交通安全情報マップ」を作成して職場の全員に示し、交通事故防止について注意喚起を図る。

第6 荷主・元請事業者による配慮等

1. 急な貨物の増量による過積載運行を防止する。
2. 改善基準告示等に違反し安全運行ができない可能性が高い発注を行わないようにする。
3. 到着時間の遅延が見込まれる場合は改善基準告示等にあった安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更等を実施する。
4. 荷積み・荷卸し作業が遅れ出発が遅れた場合、到着時間の再設定を行うなどの適正な走行計画を確保するための措置を講じる。また、荷役作業が行われるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにする。

第7 健康管理

1. 定期的な健康診断の実施と、その所見に基づいた事後措置を確実にを行う。
2. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対し、安衛法に基づき面接指導等を行う。



「交通安全情報マップ(交通ヒヤリマップ)」の事例

みなさんは、車を運転中に「ヒヤリ」としたことはありませんか。

車を長期間運転しているベテラドライバーでも、1度や2度は、経験があると思います。

交通労働災害防止活動の一つとして、車を運転中に「ヒヤリ」とした場所を地図に示し、他の運転者に注意を促す「交通ヒヤリマップ」を作成し活用を図る方法があります。

独自の「交通安全情報マップ(交通ヒヤリマップ)」を作成し、活用してみましょう。

事例 工事現場周辺の情報マップを作成し、ヒヤリハット箇所を加え作成したものです。



通勤ヒヤリマップを作成しましょう

事例 自宅から事業場までの通勤マップを手書きで作成したものです。

氏名 _____ 作成年月日 年 月 日

経路 自宅-会社(_____)

所要時間 _____ 分 _____ km

通過経路 (出発点) ○ ——— (到着点) ○

道路地図(白地図)の上に書くときは破線 - - -

十字路・三叉路 + ———

信号 卍 踏切り + + + + +

駅・鉄道 + + + + +

バス停 〇

川 〰〰〰〰〰〰

学校 ㊦ 病院 ㊥

郵便局 ㊤ ガソリンスタンド GS

駐車場 P

記号を入れて
わかりやすく
しましょう

